

## 小田原市小児医療費助成条例等の制定について

### 1 背景

本市では、平成7年10月に小田原市小児医療費助成事業実施要綱を制定し、小児の医療費の自己負担額の助成を行ってきました。

この助成の申請時等における必要書類の省略による市民の利便性の向上のために、平成28年6月に小田原市個人番号の利用に関する条例を改正し、小児医療費助成事務については、個人番号の独自利用ができる事務としました。平成29年7月から地方公共団体間において情報連携による個人番号の利用が始まりますが、個人番号を利用する小児医療費助成事務の内容をより明確化するために、小田原市小児医療費助成条例を制定するものです。

なお、助成対象や助成方法等については、現在の要綱（別添）による助成と変更はありません。

### 2 制定内容

#### (1) 小田原市小児医療費助成条例

##### ア 助成対象

中学校卒業までの小児の通院医療費及び入院医療費とします。ただし、小学校入学以後の小児の助成は父又は母（いずれか所得の高い方）の所得による所得制限を設けます。また、他の法令による医療費の助成を受けることができる場合には、助成の対象外とします。

##### イ 助成方法

対象となる小児は医療機関で市が交付する医療証を提示することで自己負担額を支払わずに受診することができます。医療費助成は、原則として医療機関からの請求に基づき、助成額を医療機関に支払います。

##### ウ その他

小児の療養の給付等の原因が第三者の行為によるものである場合で第三者から損害賠償がなされるときは、損害賠償額の範囲で医療費助成を行わないことなどを定めます。

#### (2) 小田原市小児医療費助成条例施行規則

##### ア 助成対象

所得制限の対象となる所得の計算方法や金額などを定めます。

##### イ 助成方法

医療証の有効期限や更新方法、特別な場合における助成方法について定めます。

##### ウ その他

医療費助成に必要な様式等を個人番号の利用を踏まえて定めます。

### 3 施行年月日

平成29年4月1日予定